

電気需給約款

(九州管内)

芝浦電力株式会社

平成 28 年 3 月 1 日 実施

平成 30 年 10 月 1 日 改訂

I	総則	1
1	適用	1
2	定義	1
3	単位および端数処理	1
4	実施細目等	1
5	託送供給約款における需要者に関する規定の遵守	1
6	本約款の変更	1
II	契約の申込み	2
7	需給契約の申込み	2
8	契約の要件	3
9	需給契約の成立および契約期間	3
10	需要場所	3
11	需給契約の単位	3
12	供給の開始	3
13	供給の単位	3
14	電気需給契約書の作成	4
III	料金	4
15	料金	4
IV	料金の算定及び支払い	4
16	料金の適用開始の時期	4
17	検針日	4
18	料金の算定期間	4
19	使用電力量等の計量	4
20	料金の算定	5
21	日割計算	5
22	料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	5
23	料金その他の支払方法	6
24	延滞利息	7
25	保証金	7
V	使用および供給	7
26	適正契約の保持	7
27	契約超過金	7
28	力率の保持	7
29	需要場所への立ち入りによる業務の実施	8
30	電気の使用に伴うお客さまの協力	8
31	供給の停止	8

32	違約金.....	9
33	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	9
34	制限または中止の料金割引.....	9
35	損害賠償の免責.....	10
36	設備の賠償.....	11
VI	契約の変更および終了.....	11
37	需給契約の変更.....	11
38	名義の変更.....	11
39	需給契約の廃止.....	11
40	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算.....	11
41	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算.....	12
42	消滅等.....	12
43	需給契約消滅後の債権債務関係.....	12
VII	工事および工事費の負担金.....	12
44	供給設備の工事費負担.....	12
45	計量器等の取付け.....	12
VIII	保安.....	13
46	保安の責任.....	13
47	保安等に対するお客さまの協力.....	13
IX	反社会的勢力との取引排除.....	13
48	反社会的勢力との取引排除.....	13
49	契約の解除.....	13
	附則.....	15
	別表.....	16
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	16
2	燃料費調整.....	16

I 総則

1 適用

当社が電気事業法第2条第1項第7号に定める特定規模需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）によります。

2 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (3) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (4) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。

3 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセント（%）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

4 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま
- す。
- (2) 本約款に定めのない事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めま

5 託送供給約款における需要者に関する規定の遵守

当社と需給契約を締結するお客さまは、需要場所を管轄する一般送配電事業者（以下、「一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

6 本約款の変更

託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合本約款に定める供給条件は、変更後の約款によります。

なお、当社は、本約款を変更する際にはお客さまにお知らせするものとし、変更後の約

款は当社のホームページに掲載いたします。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間。
また、契約電力は、次によって定めます。なお、イによって契約電力を決定するお客さまについては、以下「協議制のお客さま」、ロによって契約を決定するお客さまについては、「実量制のお客さま」といいます。
 - イ 高压で供給する場合で契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高压で供給する場合
(イ) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1ヶ月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1ヶ月の最大需要電力を差し引いた値とその1ヶ月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計のうちいずれか大きい値を、その1ヶ月の最大需要電力とみなします。
 - ロ 高压で供給する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合
(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1ヶ月の最大需要電力と前11ヶ月間の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12ヶ月の期間の各月の契約電力は、その1ヶ月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本約款により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。
 - b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1ヶ月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1ヶ月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11ヶ月間の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1ヶ月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11ヶ月間の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1ヶ月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力といたします。
(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1ヶ月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計から自家発補給電力のその1ヶ月の最大需要電力を差し引いた値とその1ヶ月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1ヶ月の最大需要電力とみなします。
- ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。
- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送供給約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

9 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上でお客さまから需給契約の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は電気需給契約書の契約期間によります。
 - ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後もさらに1年間、同一条件で更新されるものとし、以後も同様といたします。

10 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。

なお、この場合において、構内とは、柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱いといたします。

11 需給契約の単位

当社は1需要場所について、1需給契約を結びます。

12 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、供給開始がなされるまで基本料金の50%相当額を負担していただきます。
- (3) 当社の責となる理由により、お客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、当社は実際の供給開始日までの期間、お客さまが一般送配電事業者により供給された電力に支払った金額と当社との契約における金額との差額を負担いたします。
- (4) 天候、用地事情等やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

13 供給の単位

特別の事情がない限り、当社もしくは一般送配電事業者は1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

14 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

III 料金

15 料金

- (1) 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別表 1 (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、別表 2 (1) により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。

イ 基本料金

基本料金は 1 ヶ月につき電気需給契約書に定めた料金単価とその 1 ヶ月の契約電力により算定されます。なお、契約需要場所においてまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定めた料金単価とその 1 ヶ月の使用電力量により算定されます。なお、料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その 1 ヶ月の区分別の電気量に算定します。

- (2) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増いたします。なお、契約需給場所においてまったく電気を使用しない場合の力率は 85%とみなします。

IV 料金の算定及び支払い

16 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとしない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

17 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、一般送配電事業者が各月ごとに行ない、当社は一般送配電事業者から検針結果を受領するものとします。
- (2) 一般送配電事業者のやむをえない事情により、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針が行なわれる場合があります。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、(5)の場合を除き、一般送配電事業者が設置した記録型計量器に

より 30 分単位で計量いたします。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (2) 最大需要電力の計量は、検針日に 30 分最大需要電力計の数値を確認し行います。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うものといたします。
- (4) 乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、一般送配電事業者が示す協議値を基にお客さまと当社の協議によって定めます。

20 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 ヶ月」として算定いたします。
 - イ 電気の需給を開始、再開、休止、または停止し、もしくは需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまに請求額を通知いたします。
- (3) (1)イの場合の電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合の電力量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合は料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

21 日割計算

20(料金の算定) (1) イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以降の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

22 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務は検針日に発生いたします。ただし、19(使用電力量等の計量) (5) の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

- (2) お客さまの料金は、次のイから二の場合を除き支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。ただし、電気需給契約書と異なる場合は電気需給契約書の内容を優先するものとします。

- イ お客さまが、振り出し、もしくは引受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
- ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
- ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行として競売の申立を受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

- (3) (2) イから二までに該当する場合は、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ (2) イから二までに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- ロ (2) イから二までに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から7日以内といたします。
- (4) お客さまが、(2) イから二までに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただけます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

23 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客さまにご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は次によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただけます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただけます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただけます。
- (2) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (6) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

24 延滞利息

お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期日の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。延滞利息は原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

25 保証金

- (1) 当社は、供給の再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 予想月額料金は、お客さまの過去の実績等を勘案して算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、契約終了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払料金に充当することがあります。
- (5) 当社は保証金について、利息を付しません。

V 使用および供給

26 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力を超えて電力を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27 契約超過金

- (1) 協議制のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその 1 ヶ月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。
なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその 1 ヶ月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払い期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率にならないようにしていただきます。

29 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

30 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を設置して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を新たに一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準じて取り扱うとともに、当社は、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料を申し受けます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

31 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、ハ、ニに該当する場合には、一般送配電事業者から供給停止の予告をする場合があります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内に一般送配電事業者が設置した計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ お客さまが料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ハ 29（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ 30（電力の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ その他お客さまが本約款に反した場合

- (3) 当社がお客さまに 26（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更及び適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (4) 電気の供給を停止されたお客さまについては、需給契約は解約となります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

32 違約金

- (1) お客さまが 31（供給の停止）(2) ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、39（需給契約の廃止）(1) イおよびロに定められた期日以後になされた場合については、違約金として毎月の基本料金の 50% の 3 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。

33 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他電気の需給上、または保安上必要がある場合

- (2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

34 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる場合は、その限りではありません。

イ 協議制のお客さま

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、20（料金の算定）(1) イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 ヶ月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 ヶ月中の制限、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

- a 需要電力を制限した場合
 $H' = H \times (D - d) / D$
 H' = 修正時間 (10 分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)
 H = 制限時間
 D = 契約電力
 d = 制限時間中の需要電力の最大値
- b 使用電力量を制限した場合
 $H' = H \times (A - B) / A$
 H' = 修正時間
 H = 制限時間
 A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客さまの平常操業時の使用電力量の実績にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)
 B = 制限時間中の使用電力量
- c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

ロ 実量制のお客さま

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、20 (料金の算定) (1) イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 ヶ月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 ヶ月中の制限、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

(2) (1) による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまにあらかじめお知らせして行う制限あるいは中止は、1 ヶ月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 ヶ月につき 1 日とは一暦月の一暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

35 損害賠償の免責

- (1) 当社は 12 (供給の開始) (3) にしたがって、お客さまに対し差額を負担する場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。ただし一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 33 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし当社および一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (3) お客さまが 7 (需給契約の申し込み) (2) による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。
- (4) 31 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 42 (消滅等) によって需給契約が消滅した場合、49 (契約の解除) によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、電気に関する事故によりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。

36 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者が設置した電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

37 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

38 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

39 需給契約の廃止

- (1) 需給契約の廃止は、需給契約締結日以降、需給開始日から一年未満は原則としてできません。需給開始日から一年以降の廃止については、次のとおりといたします。
 - イ お客さまが契約期間満了日をもって当社との契約の廃止を希望される場合は、満了日の3ヶ月前までに文書によりお申し出いただきます。
 - ロ 9(需給契約の成立および契約期間)(2)ロに基づく更新後、お客さまが契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合（中途解約）は、廃止希望日の3ヶ月前までに廃止期日を定めて文書によりお申し出いただきます。
 - ハ 当社が契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合、中途解約は、廃止希望日の3ヶ月前までにご連絡させていただきます。
- (2) 42（消滅等）または49（契約の解除）によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。

40 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

41 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

42 消滅等

お客さまが39（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

43 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によって消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

44 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者により工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客さまよりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。なお原則として工事着手前にお支払いいただきます。
- (2) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、その費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまにお支払いいただきます。
- (3) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらない需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

45 計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送するための通信装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線、配管工事等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、一般送配電事業者は、実費ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。

VIII 保安

46 保安の責任

計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については一般送配電事業者が、保安の責任を負います。

47 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者または当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、また異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者が設置した計量器等の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。

IX 反社会的勢力との取引排除

48 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものといたします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係者等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係者等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係者等を妨害しないこと。

49 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、需給契約を解除することができるものとし当該解除によりお客さまが被った損害につき、一切責任を負わないものとします。

- (1) お客様が「反社会的勢力」であると判明した場合。
- (2) お客様が、48（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客様が当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

附則

- 1 本約款の実施日
本約款は平成 28 年 3 月 1 日から実施した約款を改訂したものであり、約款第 6 項に基づき、平成 30 年 10 月 1 日より適用いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 ヶ月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は 1 円として、その端数は切り捨てます。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イに関わらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切捨てます。

また、お客さまの事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の算定によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1490$$

$$\beta = 0.2575$$

$$\gamma = 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当

たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単価は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点第1位で四捨五入いたします。

(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格} / 1000$$

(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500 \text{円}) \times (2) \text{の基準価格} / 1000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1ヶ月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき（特別高圧）	16 銭 3 厘（税込）
（高圧）	16 銭 6 厘（税込）